携帯型電子機器の使用に係る安全対策

第○章　　携帯型電子機器の使用に係る安全対策

（運用に係る遵守事項）

第○○条　携帯型の電子機器（以下、「携帯型電子機器」という。）の仕様については、次の規格等に適合するものとする。

(1) 防爆構造

(2) 国際電気標準会規格(IEC)60950-1

(3) 日本産業規格(JIS)C6950-1

(4) 国際電気標準会規格(IEC)62368-1

(5) 日本産業規格(JIS)C62368-1

２　携帯型電子機器は、（使用用途）の用途に使用するものとし、使用場所については　　　　　　　　（使用場所）とする。

３　携帯型電子機器の使用については（営業時間）の間とし、営業終了後は（保管場所）に保管するものとする。

４　携帯型電子機器を使用する場合は、落下防止のため（具体的な方法）するものとする。

５　携帯型電子機器の操作については、給油作業中のものが同時に行わないものとする。

６　携帯型電子機器の使用中に火災や危険物の流出事故が発生した場合は、第◯条（災害発生時に係る条文を記載）によるほか、直ちに当該携帯型電子機器の使用を中止し、安全が確認されるまでの間は使用しないものとする。